

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令
参照条文

- 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案（平成二十四年法律第 号）（抄） 1
- 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄） 2
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）（抄） 4

○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案（平成二十四年法律第 号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一（略）

十 特定損害保険契約 特定タンカーごとに締結される、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合においてその賠償の義務の履行又は費用の支払により当該特定タンカー所有者に生ずる損害

（以下「特定タンカー所有者損害」という。）を填補する保険契約であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 保険金額が、当該保険契約について再保険の引受けが行われないことによる保険者の保険金の支払能力を勘案して政令で定める金額以上のものであること。

ロ（略）

十一 特定賠償義務履行担保契約 特定損害保険契約の保険者（以下「特定保険者」という。）がその被保険者である特定タンカー所有者との間で特定タンカーごとに締結する契約であつて、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責めに任ずる場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合において特定損害等（当該特定損害保険契約により填補される特定タンカー所有者損害に係るものを除く。）についてその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するもの（次に掲げる要件を満たすものに限る。）をいう。

イ 賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の種類が、当該特定損害保険契約において填補することができることとされている特定タンカー所有者損害に係る特定損害等の種類と同一のものであること。

ロ 賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の金額が、タンカーに係る保険契約の保険金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額から当該特定損害保険契約の保険金額を控除した金額（以下「担保上限金額」という。）を超えないものであること。

ハ・ニ（略）

十二（略）

第三条 政府は、特定タンカー所有者で特定賠償義務履行担保契約を締結しているものを相手方として、特定タンカーごとに、特定保険者が当該特定賠償義務履行担保契約に基づく義務の履行としての金銭の支払をする場合に、政府が当該特定保険者に対し当該特定保険者が支払う金銭（以下「交付対象金銭」という。）の額に相当する金額の交付金（以下「特定保険者交付金」という。）を交付することを約し、特定タンカー所有者が納付金を納付することを約する契約（以下「特定保険者交付金交付契約」という。）を締結することができる。

2（略）

（納付金）

第五条 納付金の金額は、一年当たり、タンカーに係る保険契約の保険料の金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額とする。

（特定保険者交付金交付契約の解除）

第十二条 政府は、特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定保険者交付金交付契約を解除することができる。

- 一 (略)
 - 二 政令で定める期限までに納付金を納付しなかつたとき。
 - 三・四 (略)
 - 五 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)その他の政令で定める法律(これらに基づく命令を含む。)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反したとき。
 - 六 (略)
- 2・3 (略)

○国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)(抄)

(海事局の所掌事務)

第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。
- 三 海事代理士に関すること。
- 四 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
- 五 船舶のトン数の測定及び登録に関すること。
- 六 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。
- 七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関すること。
- 八 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 九 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 十 実用船舶原子炉及び外国原子力船に設置された原子炉に関する規制に関すること(港湾局の所掌に属するものを除く。)
- 十一 モーターボート競走に関すること。
- 十二 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。
- 十三 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。
- 十四 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。
- 十五 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
- 十六 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に関すること。

(総務課の所掌事務)

- 第四百四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 海事局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
 - 二 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（安全・環境政策課及び海事人材政策課の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 海事局の所掌事務に関する技術に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
 - 四 水上運送事業及び造船に関する事業に関する財務に関すること。
 - 五 水上運送事業及び造船に関する事業に関する税制に関する調整に関すること。
 - 六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。
 - 七 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。
 - 八 独立行政法人海上技術安全研究所の組織及び運営一般に関すること。
 - 九 船舶に関する原子力の利用に関すること。
 - 十 モーターボート競走に関すること。
 - 十一 海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関すること。
 - 十二 交通政策審議会海事分科会の庶務に関すること。
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、海事局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

附 則

(大臣官房の所掌事務の特例)

第一条の二 大臣官房は、第三条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、国土交通省の所管に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人（附則第五条の四において単に「特例民法法人」という。）の監督に関する事務をつかさどる。

(自動車局の所掌事務の特例)

第五条の二 自動車局は、第十二条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業（以下「再保険事業等」という。）に関すること。
- 二 自動車損害賠償保障法附則第四項の規定による自動車事故対策計画の作成及び変更並びに同法附則第五項の規定による交付並び

に出資及び貸付け並びに補助に關すること。

(大臣官房審議官の設置期間の特例)

第五条の三 第二十条第一項の審議官(關係のある他の職を占める者をもつて充てられるもの以外のものに限る。)のうち一人は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

(大臣官房総務課の所掌事務の特例)

第五条の四 大臣官房総務課は、第二十五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、国土交通省の所管に係る特例民法法人の監督に關する事務をつかさどる。

(海事局総務課の所掌事務の特例)

第二十五条 海事局総務課は、第四百四十一条各号に掲げる事務のほか、当分の間、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第五項の業務のうち貸付契約及び保証契約に係る業務に關する事務をつかさどる。

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)(抄)

(定義)

第四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 五 (略)

六 海上運送事業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第三条第一項又は第二十一条第一項(これらの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた者

ロ イに掲げる者の事業の用に供する船舶の貸渡し(期間傭船を含む。)をする事業を営む者であつて、海上運送法第三十三条において準用する同法第二十条第一項の規定による船舶貸渡業の届出をしたもの

ハ (略)

七・八 (略)

附 則

(業務の特例)

第十一条 機構は、当分の間、第十二条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 (略)

二 旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)第十九条第一号の規定により改造した国内旅客船を第四条第六号イ又はロに掲げる者に、旧事業団法第二十条第一項第五号の規定により建造した貨物船(船舶安

全法（昭和八年法律第十一号）にいう近海区域を航行区域とするものに限る。）を旧事業団法第二条第九号の海上貨物運送事業者又は同条第十号の貨物船貸渡業者に、それぞれ使用させ、及びこれらの船舶をこれらの者に譲渡すること。

三〇六（略）

二〇四（略）

五 この法律の施行の際現に旧事業団法第二十条第一項第二号に掲げる業務に關し同条第七項の規定により事業団が締結している協定、同条第一項第八号の規定により事業団が締結している貸付契約及び同項第九号の規定により事業団が締結している保証契約に係る事業団の業務については、この法律の施行後は機構が行うものとし、これらの規定及び同条第八項の規定は、これらの業務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

六〇一（略）

